

## 「古都奈良の文化財」世界遺産登録 20 周年記念ロゴマーク使用要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、「古都奈良の文化財」世界遺産登録 20 周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

### (目的)

第 2 条 ロゴマークは、「古都奈良の文化財」が平成 30 年 12 月に世界遺産に登録されて 20 周年を迎えるにあたり、広く周知し市全体でその機運を高めることを目的に制定する。

### (使用条件)

第 3 条 公益社団法人奈良市観光協会マスコットキャラクター「しかまるくん」使用要綱に準ずる。但し、使用要綱における使用承認の申請については、本要綱に定める使用承認申請書（様式第 1 号）によることとし、使用を承認するときは、ガイドライン及びシンボルマークロゴマニュアルを交付し、使用者はそれに従うものとする。

### (使用期間)

第 4 条 ロゴマークを使用出来る期間は、承認を得た日から平成 31 年 11 月 30 日までとする。

### (補則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要事項は、奈良市観光協会が別に定める。

附 則 この要綱は、平成 30 年 7 月 17 日から施行する。